

建築設備工事施工の手引き新旧比較表

新	旧	備考
建築設備工事施工の手引き 令和7年10月版 福岡市財政局技術監理部技術監理課	建築設備工事施工の手引き 令和7年度版 福岡市財政局技術監理部技術監理課	

建築設備工事施工の手引き新旧比較表

新					旧					備考
第Ⅰ節 一般事項					第Ⅰ節 一般事項					
3 提出書類等					3 提出書類等					
(9) 部分払申請書					(9) 部分払申請書					
契約金額が 300 万円を超え、かつ工期が 3 ヶ月以上で出来高が 40％超える場合は、工事契約書第 38 条の回数以内で、部分払いを請求することができます。「部分払申請書」(様式集 施工中)を作成の上、市長を受取人とする「火災保険保証書」「部分払申請書」「工事写真」「請求書」を添付して提出してください。					契約金額が 300 万円を超え、かつ工期が 3 ヶ月以上で出来高が 40％超える場合は、工事契約書第 38 条の回数以内で、部分払いを請求することができます。「部分払申請書」(様式集 施工中)を作成の上、市長を受取人とする「火災保険保証書」「部分払申請書」「工事写真」「請求書」を添付して提出してください。					
※ 火災保険保証期間は、履行期間+21 日以上としてください。					なお、工場製作機器などで、機器製作完了により出来高請求をおこなう場合は、「火災保険証書」「部分払申請書」「工事写真」「請求書」類と併せて、「工場等における部分払検査依頼」(様式集 施工中)を提出しなければなりません。					
					※ 火災保険保証期間は、履行期間+21 日以上としてください。					
第 6 節 完成図書					第 6 節 完成図書					
Ⅰ 構成					Ⅰ 構成					
完成図書の構成は以下の通りとします。ただし、特記仕様書において、別途定めるものについてはこの限りではありません。					完成図書の構成は以下の通りとします。ただし、特記仕様書において、別途定めるものについてはこの限りではありません。					
		設計金額 (税込み)		提出 部数			設計金額 (税込み)		提出 部数	
		1,500 万円未満	1,500 万円以上				1,500 万円未満	1,500 万円以上		
一般 営 繕	完成図	電子データ	電子データ	1 部	一般 営 繕	完成図	電子データ	電子データ	1 部	
	図面データリスト	電子データ	電子データ	1 部		図面データリスト	電子データ	電子データ	1 部	
	保全に関する説明資料	紙又は電子データ (※ 2)	電子データ (※ 2)	1 部		保全に関する説明資料	紙又は電子データ (※ 2)	電子データ (※ 2)	1 部	
	施設台帳	電子データ	電子データ	1 部		施設台帳	電子データ	電子データ	1 部	
市 営 住 宅	完成図	電子データ	電子データ	1 部	市 営 住 宅	完成図	電子データ	電子データ	1 部	
	図面データリスト	電子データ	電子データ	1 部		図面データリスト	電子データ	電子データ	1 部	
	保全に関する説明資料	紙又は電子データ (※ 2)	電子データ (※ 2)	1 部		保全に関する説明資料	紙又は電子データ (※ 2)	電子データ (※ 2)	1 部	
準拠図書		本手引き (※ 1)		電子納品の手引き	準拠図書		本手引き (※ 1)		電子納品の手引き	
※ Ⅰ：特記仕様書で電子納品対象工事の指定がある場合は、「福岡市電子納品の手引き (建築・設備工事編)」に基づき、完成図書を作成すること。					※ Ⅰ：設計金額が 250 万円以上の工事において、特記仕様書で電子納品対象工事の指定がある場合は、「福岡市電子納品の手引き (建築・設備工事編)」に基づき、完成図書を作成すること。					
※ Ⅱ：保全に関する資料のうち、取扱説明書等の紙で作成されたものは紙で提出することも可とする。ただし、紙と電子データが混在する場合は、保全に関する資料の提出方法が分かるように、一覧表を作成の上で電子データの一部として納品すること。					※ Ⅱ：保全に関する資料のうち、取扱説明書等の紙で作成されたものは紙で提出することも可とする。ただし、紙と電子データが混在する場合は、保全に関する資料の提出方法が分かるように、一覧表を作成の上で電子データの一部として納品すること。					